

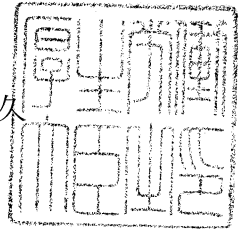
厚生労働省発職 0219 第4号

令和3年2月19日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者介助等助成金

障害者介助等助成金の支給の対象となる事業主に、新たに一及び二に掲げる事業主を加えることとする
こと。

一 次のいずれかに該当する事業主

- (一) 雇用する労働者のうち、その雇入れ後に、その障害により、一箇月以上の療養及びその職務開発その他職場への適応を促進するための措置（以下この一において「職場適応措置」という。）が必要とされた障害者（障害者のうち、身体障害者若しくは精神障害者（発達障害のみを有する者を除く。）又は高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（当該職場適応措置が特に必要であると機構が認める者に限る。二において同じ。）（身体障害者又は精神障害者を除く。）に限る。）の休職期間中又は復職の日から三箇月以内に当該障害者に対する職場適応措置を実施する事業主であつて、当該職場適応措置に係る障害者を継続して雇用するもの

- (二) 職場適応措置を講じた事業主であつて、(一)に規定する継続して雇用している障害者に対し、職務転

換後の職務遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施したもの

二 雇用する障害者（障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者（第二の一において単に「発達障害者」という。））、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。）の雇入れの日又は所定労働時間の延長、配置転換、業務内容の変更若しくは職場復帰）の日前日又は第二の二の計画に基づく援助が終了した日から起算して六箇月を経過する日までの間における、職場支援員の配置又は委嘱を行った事業主

第二 職場適応援助者助成金

職場適応援助者助成金について、一及び二のいずれかに該当するものに対して、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

一 社会福祉法人等であつて、障害者（身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（職場適応援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。）（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）その他職場適応

援助者による援助が特に必要であると認められるものに限る。二において同じ。）が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画（地域障害者職業センターが作成し、又は社会福祉法人等が作成し地域障害者職業センターの長が承認した計画に限る。）に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの

二 障害者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画（地域障害者職業センターが作成し、又は事業主が作成し地域障害者職業センターの長が承認した計画に限る。）に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和三年四月一日から施行することとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。